

25 - 23 芸術文化・スポーツ振興事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 釧路市立博物館及び釧路市埋蔵文化財調査センター
- (2) 釧路市立美術館
- (3) 釧路市民文化会館及び音別町町民文化会館
- (4) 阿寒国際ツルセンター及びマリモ展示観察センター
- (5) スポーツ施設

施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で新市としての管理運営を調整。

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

- (1) 小・中学校施設のスポーツ開放
- (2) 体育指導委員

各地域の意見が反映される委員構成を検討。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

- (1) 文化財保護条例
- (2) スポーツ推進体制

合併後1年程度で体制を統合。

4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

- (1) 市町主催のスポーツイベント

合併後2年程度で新市としての事業振興を調整。

- (2) 市町が開催している作品展、演劇会など「芸術文化振興に係るその他主要事業」

合併後1年程度で新市としての事業振興を調整。